

モレリの憲法思想

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/11059

モレリの憲法思想

安次

- はじめに
- 一 「バブーフの陰謀」とモレリ
 - 二 『君主論』における憲法思想
 - 1 主権の淵源と君主の権力
 - 2 最良の政治形態
 - 三 『自然の法典』における憲法思想
 - 1 発想の原点——人間観
 - 2 諸悪の根源としての私有財産制度
 - 3 自然の意図にかなつた政治社会構想
 - (1) 生産手段の私的所有の否認
 - (2) 集団主義的国家構想
 - (3) 禁欲主義と平等主義
 - (4) 国家の責務としての教育と福祉
 - 四 二つの憲法思想の関係
おわりに

はじめに

フランス革命は「貴族の革命」に端を発し、「八九年一九一年体制」というブルジョア支配体制を確立せんとした「ブルジョアの革命」を経て、一七九一年八月一〇日の「民衆蜂起」に続くロベスピエールのジャコバン支配体制へと發展し、「テルミドールの反動」(一七九四・七・一七)と呼ばれる巻き返しによつてブルジョア革命として終息しようととする。しかし、あらゆる革命形態を内含した典型的なブルジョア革命であるといわれる同革命が完全にブルジョアジーの掌中に收められるためには、「バブーフの陰謀」(la Conspiracy de Babeuf)と呼ばれるいまひとつの革命の試みを超えないべならない。「バブーフの陰謀」は自由と平等の統一的実現を目標とした共産主義革命の試みであり、約一〇年に及ぶフランス革命における最後の革命である。それに対する評価をめぐつては種々の議論があり得ようが、次のように指摘される歴史的事実だけは否定できないであろう。

「バブーフによる平等党の反乱計画は、ルソー・ヤロベスピエールの小市民的限界をこえて、共産社会をつくりだそうとしたものであり、これまでの貧農的共同体思想とちがつて、ブルジョア社会への明確な対決意識と、そのための組織論（秘密結社、軍隊工作、人民蜂起）をもつていた。（中略）」⁽¹⁾ではじめて、近代的な階級対立が力の問題として意識されたのである。新しい被支配階級を主体として、力によつて資本主義社会をのりこえるという思想は、バーフからイタリア人ボナッティを経て、一九世紀前半の社会主義のなかで有力な地位をしめるようになる。⁽¹⁾「」の陰謀事件は、ある意味では、フランス革命のドラマにおける一つのエピソードにすぎないかも知れない。

(中略)しかし、その内包する問題性と後世への影響からみるならば、この事件は、一〇年間のフランス革命のなかで、さわめて重要な意義をもつてゐる。何故ならば、これは、フランス革命の基本的原理の一つである『平等』を『財産と労働の共同体』(Communauté des biens et des travaux) という形で極度にまで追求したばかりでなく、その実現のための政権奪取を志向した最初の政治運動だからである。⁽²⁾

本稿の課題は、このような歴史的事実に対する評価を行へりとではなく、一八世紀フランス憲法思想史考察の観点から、その歴史的事実の思想史的背景となるルソー主義の憲法思想の歴史的意義を解明する作業の一環としてモレリ (Morelly. 生没不詳) の憲法思想を検討するものである。

I 「バーバーの陰謀」 モレリ

「陰謀」の首謀者バーバー (François-Noël Babeuf, 1760-97) によると、モレリとコート (Gabriel Bonnet de Mably, 1709-85) はルソーと並んで導きの師であった。モレリは、コート (R.-N.-C. Coët) は次の如く述べてゐる。

「一七九七年に『平等派の陰謀』(la Conspiration des Égaux) によって反逆が失敗したあと、バーバーがヴァンヌーイの高等法院 (la Haute-Cour de Vendôme) に出されたとき、かれが援用しようとした最初の弁護路線は、かれの思想が新奇なものでもなければ革命的なものでもなく、その思想は、その背後に、ルソー、レーナル、マブリおよび『自然の法典』の著者——人民の護民官バーバー自身はその著者がディイドロであると信じてゐた

だが、今日ではわれわれはそれがモレリであることを知っている——といった一八世紀の最大の代表的な知識人たちの権威を伴つてゐる、ということであつた。マブリに対するバブーフの賞賛は、『人民的で、人間的で、感受性にとんだマブリ』⁽¹⁾ というように際限のないものである。(中略) しかし、かれは、単にその裁判においてだけではなく、バブーヴィストの政策の理論的基礎の説明に当たられた『人民の護民官』(Le Tribun du Peuple) の共和四年フリメール四日の有名な号においても、その陰謀の主要な源泉と着想の源は『自然の法典』(Code de la Nature) であつたと明確に宣言してゐる。バブーフの固有の表現によれば、その著者は『まさしく最も決意の堅い人物、最も勇敢な人物であり、わたしあいつも(共産主義) 制度の最も情熱的な闘士と呼んできた。』⁽³⁾

ドレアン (Edouard Dolléans) もまた、ヴァンドームの高等法廷におけるバブーフの弁護論を引用することによって、フランス革命當時ディイドロの作品であると考えられていたモレリの『自然の法典』がバブーフにとってあたかも聖書のようなものであつた⁽⁴⁾ とを論証している。

要するに、「平等主義者たちの試みは、政治に与れない社会階級が悲惨と不況を生み出す無政府状態にうんざりし、物質的繁栄の条件そのものとして、秩序の再興を渴望したときに生じた」⁽⁵⁾ のであるが、かれらが目指したコミュニニスムの政治社会の構想はすでにモレリによつて描かれていたのである。

『自然の法典』は、ルソーの『人間不平等起源論』と同じく一七七五年に出版されたが、匿名で出版されたために、それが誰の作品であるかをめぐつて多くの議論が交わされてきた。それらの議論の内容と経緯については、ドレアンの詳細な考察に譲るが、今日ではそれは、著者名 M. M * * * * *として出版された『君主論』(Le Prince; les

Délices des Coeurs, ou Traité des Qualités d'un grand Roi, et Système général d'un sage Gouvernement, 1751) ながら『歎島の難船 (バシコトーン)』 (*Naufrage des Illes flottantes ou Basiliade du célèbre Pilpai*, 1753) と同様マリーの作品でもある。本稿では、「バートンの難船」の形而上学的構造を考察する作業の手がかかるべく、『君主論』における『自然の法典』を主として取り上げ、マリーの憲法思想について検討してみよう。

II 「君主論」における憲法思想

『君主論』はその副題が示すところ、「偉大な国王の資質に関する論議および聰明な統治の一般体系」が主要な内容である。第1編では「君權の本質と眞の優越性について」 (*Sur la nature et les vrais avantages de la Puissance souveraine*) として「市民としての君主 (Le Prince citoyen)」 (第1編) やおよび「立法者および行政官としての君主 (Le Prince législateur et magistrat)」 (第11編) について、君主トレスヌー (Télémedone) と寵臣フィロメナルク (Philoménarque) が書いた対話に因る対話が展開される。第11巻では「政治理家としての君主 (Le Prince politique)」 (第111編) として「軍人としての君主 (Le Prince guerrier)」 (第1111編) が語られるが、君主がその著者である「政治格論集」 (*Recueil de Maximes politiques*) が翻訳された「君主論」 (*Le Prince citoyen*) が、マリーの寵臣フィロメナルクを中心とした多くの対話を展開される。以下は、これらのテーマに限定してマリーの見解を検討してみよう。

1 主権の源と私的の権力

モレリによれば、人間は自由その需要もしくは快楽を充足するための存在であつて、他者の援助なしには生存できない。神は人間を「全体の補充的部」(la partie compléte d'un Tous)として創造したのであり、「人間は全く社会的な被造物」(une créature toute sociale)である。人間の社会的結合は、各人は自由のため備えている「纖細にして精氣に満わた愛情」(tendre et vif sentiment d'affection) たなむに「自己の感情」(l'amour-propre)によるものである。この「自愛」は、人間が「自然的境地」(situation naturelle) から外れるふらふら若干のケースにおいては、継続的な利害対立によつて、社会的調和の原理として機能するのではなく「混沌」(un cahos) をもたらすことがあるが、「智慧の女神」(la Sagesse divine) とも「自愛」の渴望を充足し得る恩恵(les biens) を充分に与えてくれてゐるのであり、すぐれた人間は「自然法」(le Droit de nature) によつてその恩恵に等しく与られる」とから、無益な競争をするとはない。「実際に、ふかに途方もなく多数の人間がこよべいゆ、生活の維持および快樂のために必要なものは、たゞひとりと配分されてゐる。われわれの「自」存在への愛 (l'amour de notre Etre) が希求し渴望する」これらの最初の対象物は、それらの欲求を充足するにははなはだ充分である。⁽¹⁾

したがつて、この「自愛」は人びとを「幸福への愛」(l'amour de Bien-être) ふくへ共通の目的に向かわせる「重力」(la Gravité) のふくらむのである。人間は、その自由にて社会を形成するのである。「人間をしてその自然的境地に入らせるために、ある者は少なからぬその境地に接近せらるたために、神は、人間がその固有の過ちを通じて、『自由に課した』諸法律に従ふ、自由がその創造者であり、保護者であり、主体である権力に服従するばかり」⁽²⁾

を分からせてくれるのである。」「それゆえ、あらゆる社会制度の第一原因および求心力となるのは、この権力である。すなわち、この権力は、それ自体がその魂となつてゐる」の大きな組織体の一般的かつ特殊的な運動を釣り合わせ、⁽¹⁰⁾ 穏和なものとして規律するのである。⁽¹¹⁾」

したがつて、主権 (la Puissance souveraine) は、その所在がいかなるものであろうとも、「共同の相互的な善のために結合した多くの人びとの意図に基づく権力」⁽¹²⁾ である。君主は、社会との契約によつてその権力を保持する社会の保護者である。「それゆえ、君主は、それらの契約を破棄しようとする何者に対しても義務を課し、あらゆる不正行為、あらゆる暴力からその団体の構成員を保護し、防衛し、最後に、その臣民を幸福にし得るあらゆる手段を探究すること」を約束するのである。⁽¹³⁾ この契約の結果として、その社会のすべての構成員は大部分の自然権を君主の手中に放棄するのである。すなわち、すべての者は君主に託された権力に従い、その君主が命じることに服することに同意するのである。(中略) それゆえ、君主は自ら公共善のためになると考えるいかなる制度の制定も、いかなる変更も行う支配者となるのである。」

主権の淵源および君主の権力に関する以上のようないろいろの考察は、君主と人民との契約によつて政治社会の起源を説明するといへば、當時の統治契約に関する一般的な見解であつて、特に注目すべきものはない。

2 最良の政治形態

最良の政治形態をめぐる問題すなわち「恒常的で持続的な社会の安寧のためにはいかなる者の手中に主権を委ねる

のが望ましいかという問題、したがっていかなる種類の統治が最も良いか、つまりそれがひとたび確立された形態をより長期にわたつてより安定的に保持する統治はいかなるものかを検証する問題⁽¹⁴⁾についての、君主テレメドースと寵臣フィロメナルクとの対話を見てみよう。

そこではフィロメナルクは共和主義者として、テレメドースは君主制の弁護者として設定されている。フィロメナルクによれば、主権が人民の手中にある政治形態としてのデモクラシーは、「人間にとつて最も快適で最も相応しい政治形態」⁽¹⁵⁾である。しかし、テレメドースによれば、「人民が主人である多くの国家はあまり持続しない」ということを、経験は充分すぎるほど証明している。⁽¹⁶⁾それは、多くの人民が同じような富、名譽、身分、地位を目指すとなると、個人の利益はやがて全体の利益にまるる」とになり、全体の均衡が破壊されるからである。この意味において、デモクラシーは一種の「アナキー」であつて永く存続せず、最も富める者・最も強き者が最も弱き者から自由を奪うことになつて、貴族制へと移行する。

しかし、この貴族制においては、高位高官が権力の最大部分を篡奪し、やがて消滅する自由の空虚な影しか人民に残さない。かくして、その人民は絶対者の奴隸となるが、まだその手中に何らかの手段を有しているとしても、それらの手段はその後その絶対者たちが主権の諸部分を奪い合うために利用され、人民は絶対者たちの権力争奪に飽きる」とになる。こうして、その絶対者たちは、「一定の条件の下でかれらのうちの一人にその権力を付託する」が、あるいは「最強の者がその強力な勢力でもつてその権力を奪い、その権力をその子孫に伝承するようになる。」⁽¹⁷⁾その結果、貴族制は選挙に基づく君主制 (une Monarchie élective) かもしくは世襲による君主制 (une Monarchie

hélicitaire)へと移行する。

「」のように説いた後、テレメドースは最良の政治形態がいかなるものであるかをフィロメナルクに問う。共和主義者として設定されているフィロメナルクは上に見えたようなテレメドースの結論を即座に受け入れるわけにはいかないでの、最良の政治形態について次のような一般論を開発する。

「」の幸いなる政治形態とは、すべての政治形態が知らず知らずのうちにそれに傾くような政治形態であり、常に同一のものとして存続し、したがって、そこにおいて臣民たちが諸変革の不幸な結果にさらされることがないような政治形態であり、人びとが幸福も不幸も平等に分かち合い、不幸がより軽微でより短い間しか続かないことによって、幸福をより持続的でより大きなものとするような政治形態であります。要するに、それは、そこにいて人が主人に従属することがほとんどないがゆえに自由であるような政治形態のことであります。（中略）要するに、この種の政治形態のうちに、他の政治形態が有しているあらゆる欠陥が見られるとしても、それらの欠陥が少ない場合には、また、それらの欠陥が他の制度のうちにはなはだ多く存在するすべての欠陥によつて相殺される場合には、その政治形態はかれらにとつて望ましいものであります。⁽¹⁸⁾」（傍点引用者）

「最良の政治形態」に関するこの一般論の傍点部分、すなわち平等主義と人民主権の発想は、後述する『自然の法典』におけるコミュニズムの政治社会構想との関係を考える場合に重要な意味を帯びてくるので注意を要する。しかし、フィロメナルクのこのような一般論に対し、テレメドースは、そこで展開されていることがらはすべて君主制に含まれているとして、選挙による君主制と世襲による君主制の比較的考察を行う。それによると、選挙による君主

制は貴族制の多くの欠陥すなわち候補者の陰謀や策略を伴つてゐるところ、その君主は、その父でもない前任者が行つた善行に关心を示す」とがほとんどないとかい、王権の名譽に満足してすぐれのことに無関心になるか煮えきらぬ言動しか行わなくなる。これに対し、世襲による君主制においては、王権の世襲者は幼年時代からその心構えができるおり、また、教育によつてその欠陥を弱めるか和らげる」とがである。⁽¹⁹⁾

要するに、テレメドースにとって最良の政治形態とは世襲による君主制である。ハーバード、テレメドースとフィロメナルクの対話は、この世襲による君主制を前提として、「由の語つた」とに確信を持つ人間としての君主の資質、義務および権限」について（第一部）、また、立法者にして行政官である君主がいかにして新たな政治体制を確立する」とがであるかについての考察が展開される（第二部）。あるいは、「公平と政治と」を一致させ、王室の権威を揺るぎなれぬのにし、国内の紛争を予見・予防し、その恒久的で永遠的な統治に調和をもたらす方法」および「諸国の君主と講和するがむしくは交渉する方法」が検討され（第三部）、最後に、それまゝ軍事技術に関する対話が展開される（第四部）。これらの考察はいずれも啓蒙的専制君主論の展開であつて、コマニエスムの政治社会構想を開いた『自然の法典』とは何らの関係もないかのような印象を受けるかもしだれない。

II 『自然の法典』における憲法思想

『自然の法典』は、第一部「政治と道徳的一般原理の欠陥」(Défauts de principes généraux de la Politique et de la Morale)、第二部「政治に特有な欠陥」(Défauts particuliers de la Politique)、第三部「社会道徳に特有な欠陥」

(Défauts particuliers de la Morale vulgaire)、第四部「自然の意図にかなつた立法のモデル」(Modèle de législation conforme aux intentions de la nature) から目録から構成されてしまうが、ソレでは、モレリがどのような人間觀と政治制度構想をもつてノーマニズムの政治社會を描いているかを検討してみよう。

1 発想の原点——人間觀——

ルソーがそうであつたように、モレリもまた人間論の展開を考察の出発点としている。それは、既存の道徳学に対する批判として展開されてくる。それによると、「せんぐるあひきる國で、現代の道徳学が争うぐからむね原理もしくは格の名でもつぶかに由々しさ嘘を教えてくるかを考えね」と、それは異常であるとまでは言わないが、とにかく驚くべきことである。ソレでは「人間は生まれながらにして邪惡である」という命題が基調になつてしまふ。ソレの命題が鵜呑みにされたがゆゑに、「人間が荒みもしくは悪くなる」とかほとんじ不可能になるような、あるいは少なくとも悪を最小限度にする状態を発見する」と「が可能なかつたのである。⁽²⁾

モレリは人間の生得觀念を否定する。人間は生来的には善でもなければ悪でもない。自然の手から離れたときには、人間は「完全に無闇」(une indifférence totale) の状態に置かれていたのであり、この無闇心から訣別する原動力は「欲求」(besoins) である。それは自己保存の欲求である。ひとりでいたのでは力弱く傷つきやうい人間は、互いに「求め合へ気持ち」(attraction morale) に駆られる。この気持ちはやうに「慈ぬの感情」(affection bienfaisante) と「理性の発達」(développement de la raison) を生み出す。ソレから「社会性の精神」(esprit de sociabilité) 等が生

じてくる。

ところが、このようないく間に對して自然はどのように対応するのか。「自然は人類全体の能力をそもぞもな割合でもつてあらゆる種類の個人に分け与えたのだが、しかし、自然の恩恵を生み出す土地の所有權 (la propriété du champ producteur de ses dons) は、これを分割すべからざるものとして人類のすべての者に委ね、各人にはその自然の施しを利用できるだけにとどめた」のである。したがつて、世界は豊かな食卓であつて、「誰ひとりとして專制的にその食卓の主人たる者はなく、主人だと主張する權利も持つていられない」。⁽²¹⁾

以上のことから、モレリは一方では、人間の自己保存の欲求から社会性の精神を導いている点で個人主義的な世界觀に立つてゐるとしても、他方では、ルソーと同様、土地の私的所有權は自然法の命じるものではないとしている点で、土地の所有權を自然權として位置づけていた当時の多くの自然法論者とは異質の立場に立つてゐるといえよう。なお、モレリが、人間は自然の手から離れた時点では「無関心な狀態」に置かれていたと考へ、自己保存の欲求や「慰めの感情」を肯定する点で、「孤立せる状態としての自然狀態」・「自己愛」・「憐憫の情」といったルソーと共通の觀念を有していたと考えられる。また、人間はひとりでいたのでは力弱く傷つきやすい存在であるとして、「求め合う気持ち」を肯定する点では、モンテスキューと共通の觀念を有していたと見ることもできよう。

2 諸惡の根源としての私有財産制度

モレリによれば、この世における唯一の惡徳は「貪欲」(l'Avarice) であり、虚栄、うぬぼれ、傲慢、野望、嘘つ

き、偽善、非人情あるいは詭弁家たちが説く美德等は、すべてこの貪欲に起因するものである。「」で私の結論を
思いきって言うと、ほとんど数学と同じくらい明白に論証されるように、平等にしろ不平等にしれ、総じて財産の配
分、各人にその分け前を与えるあらゆる個人的な『所有権』といつるのは、どんな社会においてもホラチュウスのい
うところの『最悪の素材である』のである。すべての政治的もしくは道徳的現象は、この有害な原因が生み出した結
果である。⁽²²⁾ ルソーがそうであるように、モレリもまた社会的諸悪の根源を私的所有権に求めているのである。

ところで、「少数の人びとだけを『虚栄』とか『幸福』とかいわれる永続的な安心の状態に定住させ、他の人びと
には労苦をなめさせておこうとする抑圧の制度⁽²³⁾」としての私有財産制度は、いかなるプロセスを経て形成されてきた
のか。モレリによれば、人間社会は当初一家族もしくは数家族で構成され、「父権政治」(Gouvernement paterna) の
もとで私有財産を認める」となくすべてを共有とし、家父長のもとで愛情と人情によって固く結ばれていた。具体例
として、アメリカの少数民族やスキティア（古代ギリシア）の自治政治があげられてくる。しかし、第一に、家族数
の増大に伴つて「血縁の情」(affection de consanguinité) や「共同生活の精神」(l'esprit de communauté) が希薄と
なり、第一に、移住に際して各家族が荷物や食糧を運び出すことによって共同生活が破壊され、第三に、新しい定住
地における諸々の困難労苦によつて父権政治が弱体化する。やはり「血縁の情」や「共同生活の精神」は失われ、紛
争が頻発する。人びとは「の紛争を通じて「暴力の支配」(état violent) に飽き、協力して法律に従う気持ちになつ
てくる。

ヒューベルト、「人定法は、社会性に関する最初の自然法を想起し、再びこれを利用するためにのみ制定されねばなら

なふ」のに、立法者たちは「自然が生み出した最初の制度に復帰しそれを復活させる方法（共有制と共同生活の精神の復活——引用者）を考究するどころか、逆に事物も人間も現在あるがままにしておいたとした（私的所有の固定化——引用者）のである。」社会愛にひびが入った段階で、最初の立法者がその修復に努めねばすれば、その時点で「そ最大の優れた仕事が楽にできたはずである。ところが、立法者たちは、「人類全体に不可分なものとして属すべき財産を欲しいままに私有物としたのである。⁽²⁴⁾

以上のような考察に基づいて、モレリは、「私有財産を根こそぎにしな」と何をしても無駄である⁽²⁵⁾」と結論する。

モンテスキューは、民主制の原理を徳に、貴族制の原理を節制に、君主制の原理を名譽に、專制制の原理を恐怖に求めていたが、モレリによれば、「すぐの国家は、あらゆる基礎のうわで一番崩れやすい私有財産制度と利害の打算の上に建てられてくる⁽²⁶⁾」のであり、道徳もまたしかりである。しがつて、政治的自由および道徳的自由を手に入れるためには、私有財産制度をぐら脆弱な基礎自体に一撃を加えなければならぬ。

3 血然の意図にかなつた政治社会構想

モレリは『自然の法典』第四部において「血然の意図にかなつた立法のモデル」について考察し、パリバの政治社会を建設するための法体系を構想する。その立法のモデルは、(1)神聖基本法 (Loix fondamentales et sacrées)、(2)配分法 (Loix distributives ou économiques)、(3)農地法 (Loix agraires)、(4)都市造営法 (Loix édiles)、(5)公安法 (Loix de police)、(6)奢侈取締法 (Loix somptuaires)、(7)政体法 (Loix de la forme du Gouvernement)

ment)、(8)行政法 (Loix de l'administration de gouvernement)、(9)婚姻法 (Loix conjugales)、(10)教育法 (Loix d'éducation)、(11)研究法 (Loix des études)、(12)刑法 (Loix pénale) など 111 の法律から構成されてゐる。これらは、この法体系を貫いてゐるモレリの憲法思想について検討してみよう。

(1) 生産手段の私的所有の否認

すでに見てきたように、モレリは、私的所有権を自然法の認めるものではないとしてこれを否定する。この考え方には神聖基本法に表明されている。この法律は「社会の悪徳とあらゆる悪を根絶する」ための三箇条からなる基本法として構想されているので、その全体を紹介しておこう。

I 社会における何物も、日常必需品すなわち生活、嗜好もしくは日々の労働に当てられる物を除くほか、個人の財産として特別に所有することはできない。

II あらゆる市民は、公共の負担において衣食住と労働を供与される公人である。

III あらゆる市民は、その能力、才能および年令に応じて公益に奉仕する義務を負う。各人の義務は、この規定に基づいて、⁽²⁷⁾ 配分法によつて定められる。

モレリにとって私有財産は社会の諸悪の根源として捉えられていることから、教育法によれば、各種の長および元老院議員は、児童の思想のうちに「私有財産の観念」を生み出す危険のある誤りを矯正し、予防しなければならない。⁽²⁸⁾ これに明らかのように、すべての市民は生産手段の私的所有を禁じられ、能力、才能および年齢に応じて労働の義務を課せられ、公共の負担において衣食住を供与される公人 (homme public) として位置づけられている。それはコ

“ユニスムの政治社会における典型的な市民像にほかならない。この生産手段の私的所有の否認は、私的所有権を諸悪の根源として考へておいたいとの当然の結果であるが、それが自然の意図=自然法にかなつたものとして提示されてゐる点は、當時の多くの自然法論者が生産手段の私的所有を自然法に根拠づけられた自然権として位置づけてゐるとは対照的である。

(2) 集団主義的国家構想

生産手段の私的所有の否認を前提とするモレリの国家構想は、集団主義的性格を色濃く有してゐる。たゞ、されば、配分法⁽²⁾によれば、全国民は人口調査に基づいて、家族 (Familles)、部族 (Tributs)、市 (Cités)、州 (Provinces) に分属する。部族は回数の家族から、市は回数の部族から、州は回数の市から構成される。⁽³⁾政体法にされば、各家長 (Pere de Famille) は五十歳で市の元老院議員 (Sénateur) となる。各部族長 (Chef de Tribut) は所属の諸家族によって輪番制で選出され、任期は終身とする。部族長は輪番制で任期一年の市長 (Chef de Cité) に就任する。各市は、部族長の中からの輪番制で所長 (Chef de Province) を選出する。各州は輪番制で終身の国家元首 (Chef de l'Etat ou Chef de la Nation) を選出する。国家には、毎年度、各市の元老院議員の代表一名以上によって構成される国家最高元老院 (Sénat suprême de la Nation) が設置され、その下に国家最高諮問委員会 (Conseil supérieur de la Nation) が置かれる。⁽³⁾

また、行政法によれば、国家最高元老院は各市の元老院の決議および法令が国法 (Loix de l'Etat) に反しないといふから、あることは治安もしくは財政に関する処置が配分法やその他の法令に適合してゐるかどうかを審査する。こ

の審査の結果、最高元老院は各市の法令の全部または一部を認証しあるいは失効させる。したがって、各市の元老院は国家最高元老院に従属する。市長は国家元首の命を受け、各市の元老院の議決を執行する。国家元首は国家最高元老院の命を受け、国法の執行およびそれに関する決定の執行に当たる。国家元首は各職業団の監察部長となる。国家元首——州長——市長の上下関係のもと、それぞれの所轄区域に対して権限が行使される。国家元首、州長および市長は、所轄区域について、必要な場合には適當と思われる緊急処置を講じる権限を有する。この行政法の全条文は、神聖基本法と同様に侵すべからざるものであつて、これを変更もしくは廃止しようとする者は処罰を受ける。⁽³¹⁾

」のように、モレリは国家最高元老院を頂点として、その下に市元老院を構想し、それらの議決を執行すべき者として国家元首、市長を、さらにその下に部族長、家長および職業団長を位置づけているが、それらの首長のポストが何らかの絶対的存在もしくはその権威に基づくものとしてではなく、輪番制もしくは交代制に基づくものとして構想されている点に注意する必要がある。」の意味において、モレリの集団主義的国家構想は「小さな共同体の連邦制」⁽³²⁾ (une fédération de petites communautés) の構想であつて、いわゆる独裁制を前提とするものではない。

(3) 禁欲主義と平等主義

マルクスおよびエンゲルスは『共産党宣言』において、当時のコムニズムを「一般的禁欲主義と粗野な平等主義」と評しているが、モレリのコムニズムも徹底した平等主義と禁欲主義の性格を伴つてゐる。たとえば、奢侈取締法によれば、各職種における一〇歳なら二〇〇歳の男女はその職種特有の衣服を着用しなければならず、自己の好みにあつた衣服は二〇歳になるまでは着用できない。家族の食事についても贅沢が抑制される。各種の首長および家

長は贅沢を禁止し、元老院議員および各職業團長はこれに関する法律違反を嚴重に取り締まるとともに、自ら儉約の模範となるよう努めなければならぬ。⁽³³⁾

農地法によれば、各市は共有地としての土地を有して農業を行い、土地が不毛の市は工業生産を行う。身体障害者および疾病者を除く一〇歳から一五歳までのすべての市民は農業に従事する義務を負う。⁽³⁴⁾ それゆえ、主要な産業は農業である。

配分法もしくは経済法によれば、すべての生産物は数量を調査し、市民の数もしくはそれを使用する者の数に応じて各市に配分されるが、耐久性のある物は公共配給所に集荷され、生活必需物資もしくは職業用資材は毎日もしくは特定の日にすべての市民に配給される。その余剩物資は備蓄される。耐久性のない物は公設市場に集荷され配給される。嗜好品の貯蔵量がすべての市民の需要を満たすことができない場合には、その配給は全面的に禁止されるか、最小限の配給にとどめられる。一物といえども市民相互間で売買もしくは交換されではならない。⁽³⁵⁾

(4) 国家の責務としての教育および福祉

モレリの国家構想におけるもう一つの特徴は、教育および福祉に関する特別な配慮がなされている点である。教育法によれば、部族長は幼児に対する両親の教育について監督しなければならない。部族の子供が五歳に達したときは男女別の養育所において養育され、その衣食および初等教育は元老院の規定するところによる。父母の一定数のものは、部族長の監督のもと、交代で五日間養育所において幼児の看護に当たる。これらの父母は、何らの差別なく、幼児に対しても訓戒もしくは軽微な懲戒を加え、不和放縱等の悪習を予防し、幼児の理性の発達に伴い、国法の遵守、両

親や各種の職長および年長者に対する尊敬服従、朋友との親和友愛、美や善の根源としての神の觀念を教育する。さらに、幼児に対してその年齢に応じた軽度の技能指導を行い、体位向上、労働準備のための適当な体育を行う。一〇歳に達した児童は養育所から工場に移り、職長および職業団長のもとに生活して教育を受けなければならない。一五歳または一六歳に達して婚姻適齢者となつた者は、公共の教育施設から両親のもとに復帰し、定められた時間工場に出勤してその業務に従事し、農業に従事すべき年齢に達したときは、両親のもとからその施設に移る。⁽³⁶⁾

研學法によれば、体力よりも智力や洞察力を必要とする学術技芸に適した資質を有する者は、幼少時からそのための教育を受けることができるが、その場合でも、農業に従事する義務を免れる」とはできない。何人も自然の本質の研究を目的とする理論科学（Sciences spéculatives）および社会的に有用な技芸の完成を目的とする経験科学（Sciences expérimentales）を研究するため、その智力および洞察力を伸ばすことができる。

また、都市造営法に基づいて、各市の外周部に医療施設および休養所が設置され、公安法に基づいて、病氣の市民は医療施設において看護され、身体障害者および高齢者は休養所において宿泊し給食扶養される。⁽³⁷⁾

以上のことから、モレリが教育および福祉を国家の責務として位置づけていることは明らかである。ルソーもまた今日の憲法学でいう社会權的觀点から国家の責務としての教育を捉えていたことは周知のところであるが、モレリはそのことを教育法という具体的な法律案において構想したのであって、その歴史的意義は過小評価されてはならない。同様に、疾病者、身体障害者および高齢者に対する福祉政策も、都市造営法および公安法において、社会權的觀点かく国家の責務として構想されていることは明らかである。⁽³⁸⁾

なお、教育・福祉との関連で付言すれば、都市造営法において、公共の大広場を中心として物資の公共配給所および公会堂——住宅地——機械工場——農場もしくは農業従事者の住宅、農産物加工場、穀物倉庫等——医療施設および休養所——刑務所および墓地を同心円的に設置するという都市計画が構想されていること、刑法において死刑が刑罰のなかに含まれていないことも、今日的観点からあらためて検討評価されてよいであろう。

四 二つの憲法思想の関係

『君主論』および『自然の法典』におけるモレリの憲法思想を見てきたのであるが、前者は啓蒙的専制君主論であり後者はコミニズムの政治社会構想である。このふたつの憲法思想の間に何らかの関係が見られるであろうか。この点をめぐっては、『自然の法典』の出版以降、その著者が誰であるかということとの関係で多くの議論を呼んできた。実は、この問題について考える場合には、『浮島の遭難（バジリアード）』という作品を考慮に入れなければならない。モレリは『自然の法典』の第一部「政治と道徳の一般原理の欠陥」について考察するにあたり、次のように述べている。

「私はこの考察において、単純明白であるにもかかわらずほとんど常に忘却されているかもしくは偏見の闇に包まれている真理を分析して詳述してみよう。（中略）理性の悲しむべき状態の常として理性を覆つてゐる眼帯を引きちぎり、その理性の眼を人類の真の利益に向かわせるためには、多くの努力をし、多くの策略を用いなければならない。それが『バジリアード』の目的である。この詩のテーマとその展開について一言触れたあと、私は

その道徳体系をここに赤裸々に提示することにする。」⁽⁴⁰⁾（傍点引用者）

要するに、『浮島の遭難（バジリアード）』という詩の目的は、理性でもって自然法の命じる人類の眞の利益を捉え、それを実現し得るような政治社会を展望することである。さらに、これに続けてモレリは、「バジリアードの методと目的に関する一般的な考察」と題して次のように述べている。

「この（『バジリアード』という詩の）作者もかれら有名人と同様に、人類に貢献したという榮誉を熱望し、かれらの上を行こうと努力しているようである。この境地に達しようとして、かれはほとんど前人未踏の道をとり、そのための新しい手法を探らざるを得なかつた。かれはモデルをひとつも持つていなかつた。どこにそれを求めるべきか。今まで誰もそれを求めなかつたところにこそ求めるべきであつた。／詩人は誰でも、国民の習俗、宗教、栄光に関する歴史もしくは物語の筆遣いのうちにそのテーマを限定して満足しているものである。ところで、（『バジリアード』の作者である）M*****氏はこのような限定をまったく設けず、人類全体にとつて真に利益となるものだけを自らに課している。とはいふものの、かれにとつても（詩の）主役は必要であつたが、その主役は素朴な自然の条理にかなつた法に従つて人びとを統治する能力を有しておればよく、他の主役のように見当違ひの贅辞を与えられ、迎合のあまりこの上もなく空々しい肩書を捧げられたりする連中に似る必要はまつたくないのである。（中略）／その目的は、眞の主役が自然の教えによつて育て上げられた人物そのものであることを明示し、この称賛すべき立法者（自然）の声をかれに聞こえぬようにしてゐるあらゆる不幸な偏見を根こそぎにしてしまうことにある。この威厳のある主題によつてこそこの詩の主な題名が生まれ、浮島の遭難

という風刺的な表現のもとに、理性の眼を眩まされた軽薄な大部分の人びとが背負わされる運命が明示されるのである。⁽⁴¹⁾」(傍点引用者)

リシュタンベルジェが簡潔にその内容を紹介しているように、『浮島の遭難（バジリアード）』という作品は、一四編の詩をもつてモレリが描いた理想社会、すなわち右の引用文中に見られるような賢明な君主によって自然の条理に基づいて統治され、労働の喜びと共同の幸福が実現される政治社会の物語である。⁽⁴²⁾『自然の法典』は、この『浮島の遭難（バジリアード）』で描かれた理想社会を、『君主論』において「最良の政治形態」としてその一端が披瀝されていたデモクラシーの観点から再構成して実現するために、「自然の意図にかなった立法のモデル」を提示した作品ということになる。このように考えれば、『君主論』と『自然の法典』は、啓蒙的專制君主論とコミュニケーションの政治社会論という一見異質の憲法思想を展開しているように見えながら、それらふたつの憲法思想は、『浮島の遭難（バジリアード）』という作品を介して、密接不可分な関係にあることが理解されるのである。この意味において、「『バジリアード』の共産主義的君主制は、『君主論』の啓蒙的專制主義と『自然の法典』の平等の共和制との間の自然的な過渡的段階をなすものではなかろうか」⁽⁴³⁾というドレアンの指摘は傾聴に値する。

おわりに

『自然の法典』におけるコミュニケーションの政治理想構想は、私的所有権を自然権として位置づけるフランス啓蒙期の思想状況の中では異色の構想である。しかし、『君主論』においてその一端が示されていたデモクラシー＝平等主義

を前提とし、セイににおける啓蒙的專制君主を「人民」に置き換へる」とによつて、君主主權から人民主權へと主權原理由を転換すれば、『自然の法典』におけるローマニスムの政治社会構想はモルリの思想的當為のあり得べき帰結として理解する」とがである。確かに、『自然の法典』におけるモレリの憲法思想のユートピア的性格は指摘するまでもない。しかし、一七九二年八月一〇日の民衆蜂起によつて一時的に革命情勢を左右し得る存在として浮上したとはいえ、「テル・ドールの反動」以降、「総裁政府」のむねで生存の危機を余儀なくされた「民衆」として、「労働と享有の共同体」(Communauté des biens et des travaux)思想以外に依拠すべしのははたしてあり得たであろうか。」のような理解に立てば、自然の恩恵に対する平等の権利(第一条)、社会の目的としての共同の幸福(第二条)、労働の義務(第三条)、労働と享有の平等(第四条)、土地および工業の生産物の独占の禁止(第六条)、富者も貧者もない平等社会(第七条)、教育を受ける権利の平等(第九条)等を掲げた一七九六年三月二〇日の『バブーフの教義の分析』(Analyse de la Doctrine de Babeuf)⁽⁴⁾に基づいて、「財産と労働の共同体」の実現とそのための政權奪取をめざした政治運動である「バブーフの陰謀」について、『君主論』から『浮島の遭難(バジリアード)』を介して『自然の法典』に結実したモルリのローマニスムの憲法思想がその導きの星になり得たことは明らかである。

- (1) 高島善哉・水田洋・平田清明『社会思想史概論』岩波書店 一九六一年一七〇ページ。
- (2) 柴田三千雄『バブーフの陰謀』岩波書店 一九六八年一ページ。
- (3) R.-N.-C. Coë, La théorie morellienne et la pratique babouvistes, *Annales historiques de la Révolution française*, t. 30, 1958, p. 38.
- (4) Morelly, *Code de la Nature ou la véritable esprit de ses loix*, 1775, publié avec Notice et Table analytique par Edouard Dol.

leans, 1910, LIBRAIRIE PAUL GUETHNER, Notice, p. vii. (エー Morelly, *Code de la Nature*. ル盤山ノムントハシヘーメリ
ルトゼ E. Dolléans, Notice. ル盤山トメノ)

(5) E. Dolléans, Notice, p. vii.

(6) 「自然の法典」は題名で、発行者は「アリドゥ」(PAR-TOUS)、発行者は「眞の賢者の家にて」(CHEZ LE VRAI SAGE)
ル盤山にて發行された。

(7) E. Dolléans, Notice, p. xviii et s.

Cf. A. Lichtenberger, *Le Socialisme au XVIII siecle*. Reimpression de l'édition de 1895. BIBLIO VERLAG·AUSNABRUK. 1970,
p. 104 et s., 野沢協訳『一八世紀社会主義』法政大学出版局 一九八一年九月一ノペーペークト修訂。

(8) たゞ、モレッなる人物が一人やあいたのかそれとも「人ふたのかをぬべりば、長く闇議論が交わされでもだ。たゞ
モレッタングルジルは、「君主論」の著者はコルベールと啓蒙專制君主の支持者らしきが、「バシリアーム」の著者は
めいだへ出反対の原則に立つてね」とから前者は父親であるモレリ、後者は息子のモレリの作品であると見て
る。A. Lichtenberger, *op. cit.*, pp. 106-107. 野沢協訳・九五一九六ペー。

これに対し、のよくなリシタングルジルの見解をも考慮に入れて検討した結果、ヌーハンは、「コショタンベル
ルの論拠ははなはだ有力ではあるが絶対的なものとは思われない。(中略) たゞ、『君主論』の教訓と「バシリアーム」
の教訓とのあひだに絶対的な矛盾が存在するとして、一八世紀の一人の哲学者が相反する命題を説いて楽しんだところ
とはあり得ないことはない。その当時の哲学者たちがカテリース女帝やプロンシア王とぶついた最強の君主たちの友人である
と同時に人民の友であつたと云ふ(中略) を想起してみなければならぬ」と述べ、『君主論』と『自然の法典』を媒
介する作品として『浮島の遭難(バシリアーム)』を位置づけて一人説を探つてゐる。E. Dolléans, Notice, p. xxvi.
本稿はこのドントン説に依拠してゐる。なお、この点については、野沢協訳『一八世紀社会主義』の訳注では次のように解
説されてゐる。「コショタングルジルの「一人モレリ」説は、一九一〇年に『自然の法典』を再刊したエドワード・モレリ
ハジヨウに翻訳され、その後『自然の法典』を行はしたシナールも、最近のモレリ研究家も、みなモレリを一人とし

いふるが、おもむ新しきモレリ研究書を著したヴァグネルは、「バカラーム」の著者も「自然の法典」、「君主」その他モレリの名で呼ばれるばかりのやぐての本の著者とを別人とする。コントラベルシルとは違ひた形での「一人モレリ」説に賛成する。(田〇一七八)

寺津木正「モレリ『自然の法典』について」は、「一人説」が通説であつて Villegardelle, Dollans, Volguine, Soboul 等である。

- (9) Morelly, *Le Prince Les Délices des Coeur ou Traité des Qualités d'un Grand Roi, et Système général d'un sage Gouvernement*, à Amsterdam, 1751, p. 4. (エドモレリ, *Le Prince*. オランダ語訳)
- (10) *ibid.*, p. 5.
- (11) *ibid.*, pp. 5-6.
- (12) *ibid.*, p. 2.
- (13) *ibid.*, pp. 7-8.
- (14) Morelly, *Le Prince*, p. 10.
- (15) *ibid.*, pp. 10-11.
- (16) *ibid.*, p. 11.
- (17) *ibid.*, p. 13.
- (18) *ibid.*, pp. 14-15.
- (19) *ibid.*, p. 16.
- (20) Morelly, *Code de la Nature*, pp. 7-10. なお、訳出は陸山大祐訳『自然の法典』岩波文庫(一九五一年) 111—116
「一ノセラルモレリ『自然の法典』岩波文庫」。
- (21) *ibid.*, pp. 12-13. 訳「九一一一七八」。
- (22) *ibid.*, p. 37. 訳「四二一七八」。

- (23) *ibid.*, p. 32. 訳五五ページ。
- (24) *ibid.*, pp. 34-37. 訳五八一六五ページ。以上のやうなヤンコの論理展開については、次のよろうな指摘がみられる。「彼は、かくこの私有財産制の導入の直接の原因を立法者の誤りに求める」などといふて、唯物論的な必然性の論理ではなく観念論的な偶然の論理を持ち込む。(中略) 彼は、「(中略) こうもやもなく一八世纪フランス唯物論がつこには脱しえなかつた矛盾を免れぬ」とせざるなかつたといふれるのである。」¹¹¹ 石本勲「ヤンコの政治思想——『自然の法典』についての覚え書き」¹¹²
- 〔1〕重複録 No. 27. 一九七一年六七ページ。
- (25) *ibid.*, p. 48. 訳八四ページ。
- (26) *ibid.*, p. 49. 訳八五ページ。
- (27) *ibid.*, pp. 85-86. 訳一五〇ページ。
- (28) *ibid.*, pp. 101-102. 訳一六七一七〇ページ。
- (29) *ibid.*, pp. 86-88. 訳一五〇一五三三ページ。
- (30) *ibid.*, pp. 94-96. 訳一五〇一六一三ページ。
- (31) *ibid.*, pp. 97-99. 訳一五〇一六五ページ。
- (32) R.-N.-C. Coe, *op. cit.*, p. 40
- (33) Morelly, *Code de la Nature*, p. 94. 訳一五九ページ。
- (34) *ibid.*, pp. 88-89. 訳一五三一五四二ページ。
- (35) *ibid.*, pp. 86-88. 訳一五〇一五三三二ページ。
- (36) *ibid.*, pp. 101-104. 訳一六七一七〇ページ。
- (37) *ibid.*, pp. 104-106. 訳一七一一七二二二ページ。
- (38) *ibid.*, pp. 89-91. 訳一五三一五六二ページ。
- (39) 「おまけにシレ、ヨーロッパは次のよへんをアントワネット」「ヤンコが、アグ・カハルヌールによへて細かれた方法に従ふ、第一

級の政治思想家たちの間にあつて、その国営施設とその医療的教育的役務および高齢者や身体障害者に対するその配慮を伴つた「福祉国家」(Welfare State) に関するわれわれの認識された一理論を主張しようとしていたのだとすれば、バブー・ヴィストたちは、実際のプロレタリア革命運動を鼓舞するやり方であつて、いれらの有益な施策 (ces biensfaits) の直接的展望を開拓しようとした最初の人びとであった。」R.-N.-C. Coë, *op. cit.*, p. 49.

- (40) Morelly, *Code de la Nature*, p. 5. 訳七七八。
- (41) *ibid.*, 5-7. 訳八一―一九七八。
- (42) A. Lichtenberger, *op. cit.*, pp. 106-113. 訳九五一―一〇一七八。
- (43) Dolléans, Notice, p. xxvi.
- (44) Bounarroti, *La conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*, t. 2, Edition Sociale, 1969, p. 99 et s.